

1. 指定管理者モニタリングについて

1 指定管理者モニタリングの状況

本市では、指定管理者制度により施設の管理運営を行っている 20 施設について令和 6 年度のモニタリングを実施し、その結果をとりまとめました。

指定管理者制度とは

運動施設や福祉施設、教育・文化施設など「公の施設」の管理運営を広く民間の法人やその他の団体に任せることができる制度です。これまでは、「公の施設」の管理運営は、市が直接行うか、市が出資する法人や公共的団体などに委託することとなっていました。平成 15 年 9 月に施行された地方自治法の一部改正により、民間団体等も「公の施設」の管理運営ができるようになり、施設の管理運営を任せる団体等を「指定管理者」とし、議会の議決を経て市が指定します。

2 モニタリングの目的・方法等

モニタリングとは、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段です。また、安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか監視（測定・評価）し、確認内容等の公表を行うとともに、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理運営の継続が適当でない等と認めるときは指定の取り消し等を行う一連の仕組みのことです。

モニタリングを実施するにあたっては、公共サービスの水準の確保や安全性、継続性を担保する観点から、指定管理者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、次の考え方を基本として行っています。

(1) 業務の履行状況の確認

仕様書等に定められた事業や業務を指定管理者が適切に実施しているかについて、事業報告書で報告される業務実施の状況を中心に確認。

(2) サービスの質に関する評価

指定管理者によって提供されるサービスの水準について、実地調査や利用者アンケート等により測定・評価。

(3) サービス提供の継続性・安定性に関する評価

指定管理者によってサービスが継続的、安定的に提供されているかについて、収支の状況や経営分析指標を通じ評価。

3 令和 6 年度の事業収支について

本市では、指定管理者の経営努力を促し、管理運営経費の削減などのインセンティブを高めるため、指定管理料（施設修繕料を除く。）は原則精算しないとする一方で、不可抗力や明らかに社会経済情勢に起因する事情が生じた場合には、市と指定管理者で協議することとしています。

このため、光熱費高騰の影響分及び熱中症予防影響分については、社会経済情勢に起因するものとして、必要な施設において指定管理料の変更精算を行いました。

○モニタリングレポートの見方

令和〇〇年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名				
所在地	設置年月：平成 年 月			
指定管理者	名称 代表者 住所			
指定管理期間	令和 年 月～令和 年 月【指定管理期間〇年、△年目】			
担当部課 (問合せ先)	〇〇部 〇〇課 TEL：059-3 - E-mail： @city.yokkaichi.mie.jp			
設置目的				
設置の根拠 (法令、条例等)				
施設の概要	敷地面積 (㎡)	0,000.00	延床面積 (㎡)	0,000.00
	設備の概要			
	事業概要			

■ モニタリングの総合コメント

担当課によるモニタリングの総合コメントを記載

■ 今後の業務改善に向けた考え方

総合コメントに基づき、今後の方向性について記載

基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）	
合目的性・公平性・効果性	
業務内容	
責任性・実行性（施設の運営体制や組織）	
機能性・独創性（事業への具体的な取組み方）	仕様書等で指定管理者に要求している水準を確保できているか、計画書と事業報告書の内容を比較して、業務実施状況等を確認し、コメントを記載しています。 したがって、これらの項目は、指定管理者を選定する際の審査基準と同じ項目となっています。
明瞭性・規律性（適正な事務や経理）	
安全性（安全管理、緊急時等の対応）	
社会性（環境、障害者等への配慮）	
事業収支	
経済性	
団体の経営状態	
経営の健全性	
その他	
障害者雇用に対する取組み	